

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
  - ・取引先との共存共栄を図るため公正な成果配分と WEB・面談での情報交換を密にし互いの負荷状況を把握する仕組み構築に取り組む
  - ・取引先とともに技術を高め、定期的な共同勉強会を実施し若手～中堅の従業員それぞれにあったセミナーを自ら企画し開催
  - ・企業間の特色（強み）を活かせるよう共同で顧客に対する VA 提案や製品開発に取り組む
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
  - ・取引先との受発注のやり取りの生産システムを自社独自で開発し常に便利なものへとアップデートすることによりミスや漏れの防止と見積もり～受発注のやり取りを一元化し取引先との負荷・納期状況も可視化できる仕組み作りに取り組む

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

### ④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

弊社の取引先にも働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないようにします。

また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- 「お客様満足度調査」「従業員満足度」調査を年度ごとに実施し取引先・従業員と長期的な信頼関係の構築や調査結果をふまえた取引及び社内体制の改善に繋げます。
- 約束手形の利用廃止に向け、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年3月19日

有限会社高松製作所

代表取締役 高松 信二

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。